

監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 805 個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査 2014 年 4 月 4 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 7 月 17 日 改正 2026 年 3 月 18 日 <u>最終改正</u> 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 39 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《3. 意見の形成と監査報告における考慮事項》 (省 略) 《(1) 企業の完全な一組の財務諸表に対する監査報告及び（完全な一組の財務諸表における）個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査報告》 (省 略) 12. 監査した個別の財務表又は財務諸表項目等は、企業の完全な一組の財務諸表とともに公表されることがある。監査人は、個別の財務表又は財務諸表項目等の表示が、完全な一組の財務諸表から区別されていないと判断した場合、そのような状況を是正するよう経営者に求めなければならない。	監査基準報告書 805 個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査 2014 年 4 月 4 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 7 月 17 日 <u>最終改正</u> 2026 年 3 月 18 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 39 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《3. 意見の形成と監査報告における考慮事項》 (省 略) 《(1) 企業の完全な一組の財務諸表に対する監査報告及び（完全な一組の財務諸表における）個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査報告》 (省 略) 12. 監査した個別の財務表又は財務諸表項目等は、企業の完全な一組の財務諸表とともに発行されることがある。監査人は、個別の財務表又は財務諸表項目等の表示が、完全な一組の財務諸表から区別されていないと判断した場合、そのような状況を是正するよう経営者に求めなければならない。

改正案	現 行
また、監査人は、一つの監査報告書において完全な一組の財務諸表と個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見を表明する場合であっても、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見を完全な一組の財務諸表に対する意見とは別に記載しなければならない。なお、完全な一組の財務諸表に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合は、第14項及び第15項で取り扱っている。監査人は、個別の財務表又は財務諸表項目等が完全な一組の財務諸表と区別されていることを確認するまでは、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査報告書を発行してはならない。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《4. 意見の形成と監査報告における考慮事項》(第10項参照) (省 略) 《その他の記載内容》 A21. 監査基準報告書720は、その他の記載内容に関連する監査人の責任を扱っている。この観点から、個別の財務表又は財務諸表項目等に記載された事項に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的とする個別の財務表又は財務諸表項目等を含む開示書類は、監査基準報告書720における年次報告書に該当すると考えられる。そのような開示書類が<u>公表</u>される計画であると監査人が判断した場合、監査基準報告書720の要求事項は個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査に適用される。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	また、監査人は、一つの監査報告書において完全な一組の財務諸表と個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見を表明する場合であっても、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見を完全な一組の財務諸表に対する意見とは別に記載しなければならない。なお、完全な一組の財務諸表に対する意見が否定的意見又は意見不表明である場合は、第14項及び第15項で取り扱っている。監査人は、個別の財務表又は財務諸表項目等が完全な一組の財務諸表と区別されていることを確認するまでは、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査報告書を発行してはならない。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《4. 意見の形成と監査報告における考慮事項》(第10項参照) (省 略) 《その他の記載内容》 A21. 監査基準報告書720は、その他の記載内容に関連する監査人の責任を扱っている。この観点から、個別の財務表又は財務諸表項目等に記載された事項に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的とする個別の財務表又は財務諸表項目等を含む開示書類は、監査基準報告書720における年次報告書に該当すると考えられる。そのような開示書類が<u>発行</u>される計画であると監査人が判断した場合、監査基準報告書720の要求事項は個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査に適用される。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>監査基準報告書560「後発事象」（ 年 月 日改正）</u>	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上

以 上